

令和 8 年度第 2 回鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会開催結果 (概要版)

1 開催日時・場所

令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 2 時から午後 3 時 6 分まで
県庁 7 階 7-A-2 会議室（対面とオンラインによるハイブリッド方式）

2 出席委員

花月委員長、上塘委員、口羽委員、久留須委員、鶴田委員、永里委員（オンライン）、
農中委員、疋田委員、肥後委員、藤原委員、柳園委員（計 11 人）

3 公開等

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 公開・非公開の別 | 公開 |
| (2) 傍聴者数 | 1 人 |
| (3) マスコミ | 2 人（南日本新聞社） |

4 議事

- (1) 基本計画（条例第 6 条）に基づく令和 7 年度実施状況について
- (2) 本県におけるパートナーシップ制度導入に係る諮問について
- (3) その他

5 主な意見等（要旨）

- (1) 基本計画（条例第 6 条）に基づく令和 7 年度実施状況について
 - ・ パートナーシップ制度を含む性の多様性に関する事業について、人権分野と男女共同参画分野でどのように整理・連携されているのか。
→性的マイノリティの方に対するパートナーシップ制度のあり方については、県の人権教育・啓発基本計画において、性的指向、性自認に関する人権課題として位置付けており、人権同和対策課が所管。「人権尊重の社会づくり推進本部会議」を開催して庁内での情報共有を図っている。

(2) 本県におけるパートナーシップ制度導入に係る諮問について

- 市町村調査で反対意見がなかったことを踏まえ、県による制度導入に反対する理由は見当たらない。
- 市町村間のサービス格差や不公平感を減らすための、県によるサービスの標準化に取り組んでいただきたい。
- 制度の対象を性的マイノリティに限定するのか、異性間の事実婚やファミリーシップ制度なども含めて検討するのか。

→諮問事項は、性的マイノリティの方を対象とする制度導入の可否だが、審議の過程で、制度の対象範囲等についての意見を妨げるものでない。

- 県全体での制度導入を進めるべき。事実婚カップルについても表面化していないとは言え、ニーズがないわけではなく、事実婚まで対象を広げるべきである。
- 制度は性的マイノリティの生きづらさの軽減につながるため、早期導入を進めるべきである。事実婚については、本人の選択で婚姻をしていないということもあり、人権としては担保されている部分がある。事実婚等の対象範囲については、制度設計段階で検討すべきである。
- 制度の議論に当たり、当事者の意見を直接反映させるため、今後は審議会委員に当事者を加えることが望ましい。
- 当事者を審議会に参加させることは意義がある。一方、カミングアウト等に伴う心理的負担や社会的障壁が依然として大きい。
- 当事者の中には発言を避けたい人もいる一方、他の自治体の審議会等では当事者が委員として参加している事例があり、自らの経験を社会に伝えたいと考える人もいる。
- 制度設計の段階では当事者の声をできるだけ反映させることの必要性は感じるが、当事者の中には自身の属性を公表することに慎重な人も多いことから、当事者の意見聴取が十分にできないことを理由に制度導入そのものを見送るべきではない。

※ 会長において、委員の意見を踏まえ、制度導入を「適当」とする答申案を全会一致で取りまとめ、制度の詳細設計は次回以降の審議事項とする方向で整理された。

(3) その他

- 特になし